

検査内容変更のお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

この度、下記項目につきまして検査内容を変更させていただく事となり、取り急ぎご案内する次第です。

誠に勝手ではございますが、何卒事情をご高配いただき、ご容赦いただきますようお願い申し上げます。

謹白

記

対象項目 / 変更内容

項目番号	変更内容	新	旧
3937	検査項目	25OHビタミンD(骨粗鬆症)	25OH ビタミンD (ECLIA)
	委託先	自社にて測定	株式会社エスアールエル
	検査方法	CLEIA	ECLIA
	報告上限	179.9 ng/mL	99.9 ng/mL
	報告下限	2.0 ng/mL	3.0 ng/mL
	基準値	変更なし	ビタミンD 欠乏 20.0 ng/mL 未満 ビタミンD 不足 20.0 ng/mL - 29.9 ng/mL
	所要日数	1 - 2 日	3 - 5 日
	検査実施料	変更なし	117 点

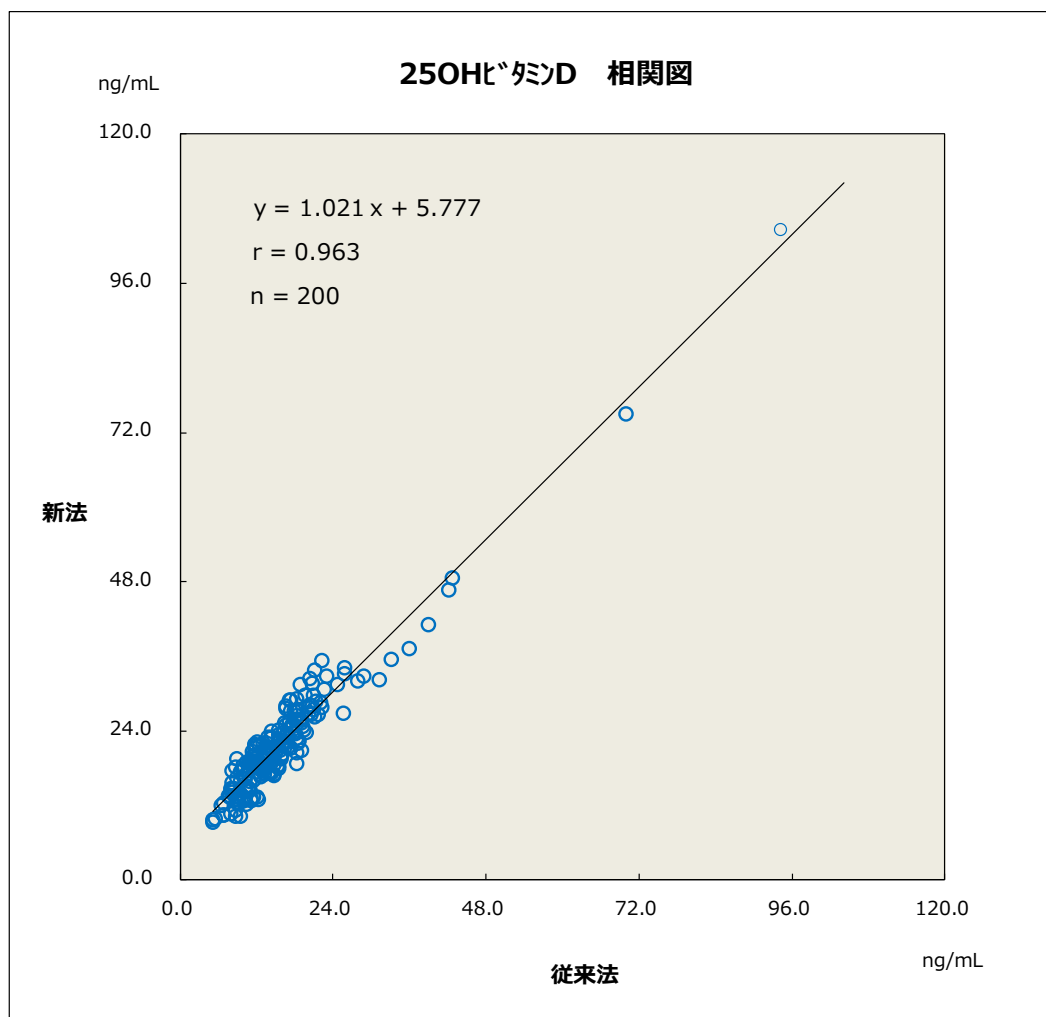
※提出方法に変更はございません。

※溶血による影響がみられます。

変更期日

●令和元年 11 月 25 日 (月) 受付分より

社内検討データ



診療報酬算定時の留意事項

「検査料の点数の取扱いについて」 令和元年6月28日 保医発 0628 第1号より

原発性骨粗鬆症の患者に対して、ECLIA 法、CLIA 法又は CLEIA 法により 25-ヒドロキシビタミン D を測定した場合は、骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択時に 1 回に限り、区分番号「D007」血液化学検査の「30」心筋トロポニン I、KL-6 の所定点数を準用して算定する。なお、本検査を実施する場合は関連学会が定める実施方針を遵守すること。